

二、青年協議會は、分會——もしくは支部——の青年對策部の指導、統制の下に活動する。青年協議會は組合の統制外に立つて活動するのではなく、命ぜられたる事項を協議執行するのである。

三、分會の青年組合員協議會は、定期に總會を開催して方針を協議すると同時に、常任機關として、青年協議會の執行委員會を持つ。執行委員は、總覽で選出する。

四、各分會の青年協議會は、聯合して『支部青年組合員協議會』を構成する。支部青年組合員協議會の執行委員會は、支部青年組合員協議會の大會で選出する。(組合の青年組合員協議會、地方評議會の青年組合員協議會、並に全國青年組合員協議會の構成および、それらの執行委員會の構成方針は、すべて右と同一の方針による)

(ハ)當面我々が直ちに着手しなければならないのは、各組合の青年協議會の樹立である。各組合の執行委員會は、本大會終了後、直ちに支部執行委員會に命じ、各分會に分會

の青年組合員協議會を作らせること。そして、適當の時期に、組合の青年組合員協議會を樹立するために、青年組合員の大會を召集し、『××組合青年組合員協議會』を樹立すること。

(ト)地方評議會の執行委員會の青年對策部は、各組合の青年組合員協議會樹立の運動を指導し、その確立後、直ちに、『地方評議會青年組合員協議會』を樹立すること。

(チ)中央執行委員會の青年對策部は、各地方評議會の青年組合員協議會の樹立をまつて、即刻、全國青年組合員協議會を樹立する方針を取る。

(リ)各組合の執行部並びに青年闘士は、遅くも、今年十一月頃には、『全國青年組合員協議會』の大會を開催し得るよう、最大の努力をばらうべきである。

B 青年組合員協議會の任務

(イ)青年組合員協議會の主要任務は左の通りである。

一、未組織青年大衆を分會の計畫したあらゆる經濟的、政治的闘争へ動員すること。たとへば、分會で、工

◆戰闘的的青年組合員協議會の

結成萬歳!

◆青年組合員の壓力をもつて總評を戰闘化しろ!

場委員會確立の闘争やハ・カンパの闘争なきを計畫したやうな場合、如何にして、青年大衆をこの闘争へ動員するかを協議し、適當の方針を樹て、青年大衆へ働きかけること。

二、青年大衆を對象として教育活動を不斷に敢行すること。例へば、未組織大衆を加へた青年だけの特別研究會を組織し、青年大衆をマルクス主義の立場から啓蒙すること。

三、青年大衆の不平不満を取り上げ、分會委員會をして、青年大衆のための闘争を計畫せしめ、その闘争の尖端に立つこと。

四、青年勞働者大衆の地方的、全國的團結のために努力すること。

(ロ)以上の方針を實行するための詳細なる活動方針は、追つて新中央執行委員會から發表されること、思ふが、各組合の青年闘士は自ら適當の方針を樹て、即刻(ミシム)實行に移すべきである。